

トンネルじん肺根絶第8陣訴訟 年内の解決をめざす

3月25日に「トンネルじん肺根絶第8陣北海道訴訟」の第2回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。法廷では、原告の澤田英貴さんが「私は日ごとに症状が進行することを感じており、将来への不安をいつも持っています。1日も早く解決していただきたい。じん肺は治らない病気です。体調管理のため日課にしていた散歩を毎日するのが辛くなってきました。じん肺になった原因は長い間、粉じんを吸い込んだためだということは間違いありません。これまで続けてきたこの裁判では解決前に何人もの原告が亡くなっています。命あるうちに解決すること、裁判をすることなく早期に救済される制度をつくることは、これまでの裁判の原告全員の願いです」と意見陳述しました。証拠のDVD「トンネル工法の概要」を再生し、伊藤良弁護士が「トンネル工法と粉じんの発生・曝露」について意見を述べました。そして渡辺達生弁護士が訴訟進行についての意見で被告の職歴認否の状況とともに、年内の和解をめざしたいという裁判所の考えに従って「被告の認否がそろい次第、速やかに反論や主張の補充をおこなう」ことを述べました。

布施雄士裁判長は「早期の被害救済のために、被告は4月までに職歴の認否をして、原告の反論を5月いっぱいにしてもらいたい。7月に職歴の一覧表をまとめて第1次認定をすすめたい。目標を年内とすれば、7月1日と9月24日のあと12月にも期日を入れたい」として、第5回口頭弁論を12月16日（火）午後2時からに指定しました。

函館運送支部に春闘第2次回答 本採用 10,000 円の賃上げ

函館運送支部は3月24日に会社から春闘の第1次回答を、同日の休憩後に第2次回答を受けました。賃上げは本採用が10,000円（基本給2,500円＋第二基本給7,500円／前年の妥結額は6,500円）、58歳到達者が6,000円（前年は3,900円）、東京嘱託が8,000円（同5,200円）、臨時従業員が8,000円（同5,200円）で、夏季一時金については6月中旬以降に交渉することになります。なお、60歳到達者の賞与（燃料手当を除く）は前年同額（年間336,000円）の回答です。なお、超勤手当の最低保証は今年度も最低25時間／月が保証されます。

殖産運輸支部は基本給 38,000 円増額を要求

殖産運輸支部（札幌）は3月5日に要求書を提出し、基本給38,000円増額、夏季一時金1.5か月分、冬季一時金2.5か月分、燃料手当10万円の支給などを求めています。また、荷役作業における身体的負担の軽減措置を示すよう要求しています。

太平洋運輸分会が春闘要求書提出

釧路地域支部太平洋運輸分会は3月15日に春闘要求書を提出しました。賃上げ要求は10,000円の定期昇給、一時金は夏・冬とも一律50万円で全年齢一律支給を求めるとともに、業務内容に見合った人員確保などの要求をまとめています。